

亡くなった労働者の平均賃金についてまだ労基署に
申告していない場合は提出する。他の労災給付請求時に申告している
場合は提出不要

この用紙は休業給付の
請求書に含まれている

様式第16号の6 (別紙1) (表面)

会社に聞く

労働保険番号					氏名	災害発生日
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	日本太郎	令和5年 2月 28日
〇	〇	〇	〇	〇		

「日雇」を選んだ場合は下の
「A」、「B」欄は記載不要。
かわりに「日々雇い入れられる者の
平均賃金～」欄に記入する

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

週給制などの場合はこの後の
書き方が違って来る。
ここでは月給制の場合を
例にあげる

月ごとの固定給や手当を
もらっている人はその
固定分の月ごとの合計を
書く (ボーナスは含めない)

日給や時給で受け取っている人は
「残業代や手当」を除いた賃金の
月ごとの合計をこちらに書く

月給制などの人も含めて
時間単位の残業代はここに書く
(ボーナスはここにも含めない)

日雇いで働いている人は
こちらに書く

平均賃金の算定期間に
私病などの理由で休んだ
日がある場合はここも
書く

雇入年月日	平成18年 4月 1日	常用・日雇の別	常用 日雇		
賃金支給方法	月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制		賃金締切日 毎月 末日		
A よって支払ったもの の期間に 賃金	賃金計算期間	11月 1日から 11月 30日まで	12月 1日から 12月 31日まで	1月 1日から 1月 31日まで	計
	総日数	30日	31日	31日 (30)	(イ) 92 (91)日
	基本賃金	300,000円	300,000円	290,000円	890,000円
	住宅手当	20,000円	20,000円	20,000円	60,000円
計	320,000円	320,000円	310,000円 (ロ)	950,000円	
B 日給の請負制による 賃金 又は 出来高払制その 他	賃金計算期間	11月 1日から 11月 30日まで	12月 1日から 12月 31日まで	1月 1日から 1月 31日まで	計
	総日数	30日	31日	31日 (30)	(イ) 92 (91)日
	労働日数	20日	20日	17日 (ハ)	57日
	基本賃金				
残業手当	10,000円	0円	5,000円	15,000円	
計	10,000円	0円	5,000円 (ニ)	15,000円	
総計	330,000円	320,000円	315,000円 (ホ)	965,000円	
平均賃金	賃金総額(ホ) 965,000円 ÷ 総日数(イ) 92 = 10,489円 13銭				
最低保障平均賃金の計算方法					
Aの(ロ) 950,000円 ÷ 総日数(イ) 92 = 10,326円 08銭 (イ)					
Bの(ニ) 15,000円 ÷ 労働日数(ハ) 57 × $\frac{60}{100}$ = 157円 89銭 (ロ)					
(イ) 円 銭 + (ロ) 円 銭 = 10,483円 97銭 (最低保障平均賃金)					
日雇いで働いている人の平均賃金 (昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間 (イ) 労働日数又は労働総日数	(ロ) 賃金総額	平均賃金 (ロ) ÷ (イ) × $\frac{73}{100}$	
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額 円			
	第4号の場合	従事する事業又は職業 円			
	第4号の場合	都道府県労働局長が定めた金額 円			
漁業及び林業労働者の平均賃金 (昭和24年労働省告示第5号第2条による。)	平均賃金協定額の承認年月日 年 月 日 職種 平均賃金協定額 円				
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額(ホ) - 休業した期間にかかる②の(リ)) ÷ (総日数(イ) - 休業した期間②の(チ)) (965,000円 - 645円) ÷ (92日 - 1日) = 10,597円 30銭					

災害発生日の前の賃金締切日
から数えた過去3ヶ月間
について書く。
私病などで休んだ日がある
場合は、休んだ日を除いた
日数を丸で囲んで隣に書く

実際に働いた日数

2つ (または3つ) の方法で
平均賃金を計算し、最も
高いものを平均賃金とする

次のページで求める金額

まだ労基署に申告していない場合は提出する。
 他の労災給付請求時に申告している場合は提出不要

様式第16号の6 (別紙1) (裏面)

平均賃金の計算期間に私病などで休んだ日がある場合は書く

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間
 及びその期間中の賃金の内訳

賃金計算期間	1月1日から 1月31日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	1 日	日	日	(イ) 1 日
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間中の賃金の 内訳	基本賃金	円	円	円
	住宅手当	645		645
	手当			
	計	645 円	円	円 (ロ) 645 円
休業の事由	風邪をひいたため			

私病などで休んだ日についても支払われた賃金があるなら、その金額を記入する。
 住宅手当が月 20,000 円とすれば
 $20000 \div 31(\text{月の総日数}) \times 1(\text{休んだ日数})$
 で 645.16・・・となり、小数点以下を
 削り 645 円となる

災害日前の2年間に支払われた
 ボーナスの額を記入する欄。

③ 特 別 給 与 の 額	支払年月日	支払額
	令和4年 12月 10日	250,000 円
令和4年 6月 30日	200,000 円	
令和3年 12月 10日	270,000 円	
令和3年 6月 30日	190,000 円	
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間（雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（特別給与）について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でない認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。

亡くなった労働者が複数の会社で働いていて、
 なおかつその会社についてまだ労基署に申告していない場合は提出する。
 他の労災給付請求時に申告している場合は提出不要

この用紙は休業給付の
請求書に含まれている

様式第16号の6(別紙3)

複数事業労働者用

会社に聞く

① 労働保険番号(請求書に記載した事業場以外の就労先労働保険番号)

都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
○	○	○	○	○

② 労働者の氏名・性別・生年月日・住所

(フリガナ氏名) ニホン タロウ	男	生年月日
(漢字氏名) 日本 太郎	女	(昭和)平成・令和) 60年 1月 1日
〒 123 - 5678		
(フリガナ住所) サクラシ サクラマチ		
(漢字住所) さくら市さくら町1-2-3		

別の会社でも働いていた場合は
その別会社についても改めて
別紙1と別紙2(1~2ページ目)
を用意し、そこで計算した
金額を書く

③ 平均賃金(内訳は別紙1のとおり)

2123 円 45 銭

④ 雇入期間

(昭和・平成(令和) 3年 5月 1日 から 5年 2月 28日 まで

⑤ 療養のため労働できなかった期間

令和 年 月 日 から 年 月 日 まで 日間のうち
 ⑥ 賃金を受けなかった日数(内訳は別紙2のとおり) 日

現在も在職中の場合は
日付のかわりに「現在」
と書いておけばよい

⑦ 厚生年金保険等の受給関係

(イ)基礎年金番号 _____ (ロ)被保険者資格の取得年月日 _____ 年 月 日

(ハ)当該傷病に関して支給される年金の種類等

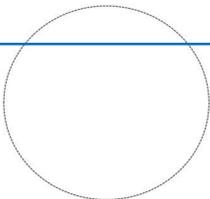
年金の種類	厚生年金保険法の	イ 障害年金	ロ 障害厚生年金
	国民年金法の	ハ 障害年金	ニ 障害基礎年金
	船員保険法の	ホ 障害年金	

障害等級 _____ 級 支給されることとなった年月日 _____ 年 月 日

基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード _____

所轄年金事務所等 _____

会社を書いてもらう



上記②の者について、③から⑦までに記載されたとおりであることを証明します。

年 月 日
 事業の名称 _____ 電話() - _____
 事業場の所在地 _____
 事業主の氏名 _____

会社の所在地を管轄する
労基署の名前を記入

〇〇 労働基準監督署長 殿

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			() - _____